

ZEN 国際学院 日本語教育課程等実施規則（学則）

令和 6 年 5 月 15 日策定

第1章 総則

（機関の目的）

第 1 条 本学は、日本語力はもちろん、グローバル社会において自ら考え他者と協働できる力を育て、将来日本を支え世界に貢献できる豊かな人間性を持った人材を生み出すことを目的とする。

（機関の名称）

第 2 条 本学は、ZEN 国際学院と称する。

（事務所の所在地）

第 3 条 本学の事務所は、愛知県名古屋市南区五条町 1 丁目 51 に置く。

（自己点検及び評価等）

第 4 条 本学は、その教育の一層の充実を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育活動等の状況について自ら点検・及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 授業実施期間、授業日数及び休業日

（教育の課程及びコースの設置）

第 5 条 本学には、留学のための課程を設置し、進学 2 年コース及び進学 1 年 6 か月コースを置く。

（実施期間）

第 6 条 日本語教育課程及びコース並びにそれらの評価等を実施する期間は、4 月 1 日または 10 月 1 日から 3 月 31 日までを一周期とすることを基本とする。

（授業日数及び休業日）

第 7 条 本学が授業を開講できる日数は 1 年から休業日を除いた日数とする。

2 休業日は、次のとおりとする。

一 日曜日及び土曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）で規定する日

三 夏季休業日 8 月 8 日から 8 月 23 日

四 秋季休業日 10 月 10 日から 10 月 18 日

五 冬季休業日 12 月 25 日から 1 月 5 日

六 春季休業日 3 月 20 日から 4 月 5 日

3 学院長が必要と認めたときは、前項の休業日を臨時に変更することができる。

4 第二項に定める休業日のほか、学院長は臨時の休業日を定めることができる。

第3章 日本語教育課程

(日本語教育課程)

第8条 本学には、以下の表の日本語教育課程を置き、修業期間、目標とする日本語能力（「日本語教育の参照枠」（令和3年10月12日文化審議会国語分科会）の尺度で示された日本語能力をいう。）、収容定員数、授業科目及び授業時数はそれぞれ第三欄から第七欄までに掲げるとおりとする。

ただしここにいう授業時数の1単位時間は、45分とする。

課程	日本語教育課程	修業期間 授業時間	日本語 能力	収容定員	授業科目	授業時数
留学の ための 課程	大学・専門学校 進学2年コース (4月入学)	2年 1600時間	B2	100名	CLIL	72
					チュートリアル	56
					多読	89
					聴解	118
					読解	146
					会話A	131
					会話B	124
					作文	74
					漢字	386
					語彙	85
	大学・専門学校 進学1年6か月 コース (10月入学)	1年6か月 1200時間	B1	100名	CLIL	72
					チュートリアル	18
					多読	60
					聴解	108
					読解	111
					会話A	90
					会話B	84
					作文	61
					漢字	276
					語彙	76

					文法	181
					文化・社会活動	63

(始期・終期)

第9条

- 1 本学の日本語教育課程又はコースは、4月または10月に始まり、3月に終わる。
- 2 前項の期間を分けて、次の学期とする。
 - (1) 第1学期 4月1日から6月30日までとする
 - (2) 第2学期 7月1日から9月30日までとする。
 - (3) 第3学期 10月1日から12月31日までとする
 - (2) 第4学期 1月1日から3月31日までとする。
- 3 学院長は、前項の各学期の開始日を変更することができる。なお、学期開始日を変更した場合は、前日をもって前学期の終了とする。
- 4 本学の進学1年6ヶ月コースは6学期間で修了する。
本学の進学2年コースは8学期間で修了する。

(授業の終始時刻)

第10条 授業の始業時刻及び終業時刻は、次のとおり定める。

	始業時間	終業時間
午前	9時	12時20分
午後	13時	16時20分

- 2 学院長が必要と認めたときは、前項の時刻を変更することができる。

(教育の提供方法)

第11条 本学は、学生、上級学校、企業、その他の関係者の要望に適切に対応するため、学生の目的及び目標に応じ、当該学生が在籍する日本語教育課程を構成する授業科目又はその一部を用いて体系的に編成した日本語教育課程及びコースを提供することを基本とする。

- 2 日本語教育課程又はコースの収容定員数は、前条の表の第五欄に掲げる収容定員数の内数とする。

(クラス編成)

第12条 クラスは、同時期に同一の日本語教育課程を受講する受講者を、20名以下ごとに分けて編成する。

第4章 学習の評価、課程修了の認定

(学習の評価)

第13条 学習の評価は、日本語教育課程又はカリキュラムで定められたコースの教科における、単元ご

との小テストや定期試験、自己評価など、本学が指定した試験及び評価活動に基づいて行う。

2 各教科の評価の基準は以下の通りとする。

A	B	C	D	E
85%以上	85%未満 70%以上	70%未満 55%以上	55%未満 30%以上	30%未満

(修了の認定)

第14条 日本語教育課程本校所定の日本語教育課程又はコースを受講した者には、最終学期の評価(学習の評価および出席率、宿題提出率、学習・生活態度の評価を加えたもの)において一定の成績を修めることを条件に、修了証明書を授与する。

2 その際の総合評価は以下の通りとし、D以上を修了とする。E評価の場合はD以上になるまで再試験または再評価を課す。

A	B	C	D	E
Bが5つ以下 かつC~Eが0	Cが5つ以下 かつD~Eが0	Dが5つ以下 かつEが0	Eが7つ以下	Eが8つ以上

第5章 教員及び職員組織

(教員及び職員組織)

第15条 本機関に、次の教員及び職員を置く。

- 一 学院長
- 二 教務主任
- 三 本務等教員 2名以上
- 四 非常勤日本語教師 5名以上
- 五 事務統括責任者 1名
- 六 事務職員(事務統括責任者を除く生活支援担当者) 1名以上

2 前項のほか、必要な職員を置くことができる。

3 教職員数は、定員数に応じて日本語学校認定基準に基づき校長が定める。

(学院長)

第16条 学院長は、本学の業務をつかさどり、所属する教員及び職員を監督する。

(教務主任)

第17条 教育課程の編成及び他の教員の指導の責任者として、教務主任を置く。

(教員会議)

第18条 職務の円滑な執行に資するため、教員会議を置く。

2 教員会議は学院長が主宰する。

第6章 在籍等

(在籍)

第19条 本学に在籍できる者は、我が国で進学することを目指す外国人等で、別に定める入学者選考要項による受講基準を満たし、学院長が許可した者とする。また、入学を許可された者は、指定期日までに第28条に定める入学金、納付金及び必要な書類を添えて、入学の手続をしなければならない。

(在籍の開始時期)

第20条 在籍の開始時期は、受講する日本語教育課程のコースごとに校長が定める。

(受講申請)

第21条 受講を希望する者は、本学所定の入学願書のほか、必要な書類を提出しなければならない。

(中途終了)

第22条 日本語教育課程に定めるコースを修了せず、途中で受講を終了しようとする者は、その事由を記して届け出を行い、学院長の許可を得なければならない。

(中断・復学)

第23条 個人の都合、病気又はやむを得ない事由により、引き続き10日以上受講することが困難になったときは、その事由を説明する書面及び証明する書類を添えた上で、学院長に中断を願い出ることができる。

2 中断した者が復学しようとする場合は、学院長にその旨を届け出て、許可を得て復学することができる。

(修了等)

第24条 日本語教育課程又はコースのすべての授業の受講を終えた者及びこれらを修了した者は、在籍を終えることとする。

2 学院長は、教育課程で定められた各授業科目について第12条に定める学習評価を行い、一定の評価を受けた者に対して当該科目の修了を認定する。

3 学院長は、本学の所定の課程の修了の認定を受けた者に対して、修了証書を授与する。

(転学)

第25条 転学を希望する場合は、その事由を記した転学願を提出し、学院長へ転学を願い出ることができる。

2 自然災害等により本学が教育を継続することが困難となり転学を余儀なくされた場合においては、別に定める支援計画に則り、学生に不利益が生じないよう転学支援を行うこととする。また、これを実行しようとする場合は、事前に文部科学省へ届け出るものとする。

(退学)

第26条 退学しようとする者は、その事由を退学願に記して提出し、学院長の許可を受けなければなら

ない。

2 求めに応じず退学願を提出しない者は除籍処分とする。

(二重在籍)

第 27 条 本学は、本学の学生が同時に他の日本語教育機関、専門学校、大学等に在籍することを認めない。

第 7 章 受講料等

(受講料等)

第 28 条 日本語教育課程を受講する者は、入学検定料、入学金、授業料等としてそれぞれ以下の表に掲げる額を、所定の期日までに指定された方法で、学校が指定する口座に納入しなければならない。

3 特別の事由がある場合、前項の規定にかかわらず授業料の全部又は一部を減免することがある。

課程	入学検定料	入学金		授業料	施設費	設備費	教材費	課外活動費	保険料	健康管理費	その他	計
進学 2 年	30,000	50,000	1 年 目	650,000	10,000	15,000	20,000	15,000	6,000	5,000	40,000	841,000
			2 年 目	650,000	10,000	15,000	18,000	15,000	6,000	5,000	0	719,000
			計									1,560,000
進学 1 年 6 か 月	30,000	50,000	1 年 目	650,000	10,000	10,000	20,000	15,000	5,000	4,000	40,000	841,000
			2 年 目	325,000	5,000	5,000	14,000	10,000	2,500	4,000	0	358,500

			計									1,199,500
--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	-----------

(滞納)

第 29 条 学生が、正当な理由なく、かつ、所定の手続を行わずに授業料等を 2 ヶ月以上滞納し、その後督促にも応じずに納入の見込みのない場合には、学院長は、当該学生に対して除籍を命ずることができる。

(納付金の返還)

第 30 条 納付金の返還規定は以下の通りとする。ただし、いずれの場合も、各届に対して学院長が承認した後の返還となる。

- 1) 入学前に入学辞退の意思表示をした場合は、入学金と入学検定料を除いた納付金を返還する。
- 2) 在留資格認定証明書交付後、日本大使館又は領事館で入国査証（ビザ）の発給が拒否された場合、又は日本入国を拒否された場合、及び入国査証申請を行わずに入学を辞退した場合は、納付金から選考料、入学金及び送金手数料等を引いた残額を返金する。但し、在留資格認定証明書の返却を確認した後の返金手続きとなる。
- 3) 入学後に転学及び退学する者は、以下の返金条件に記した規定により返金する。

返金条件

1 選考料及び入学金

選考料は入学選考試験の対価であるため返金しない。入学金は、入学希望者の滞在許可申請業務に係る事務作業の対価であるため返金しない。

2 授業料

以下の式により算出した額から千円未満を切り捨てた額の返還を受けることができる。

(納入した受講料－事務手数料として受講料の 10%に当たる 65,000 円) ×退学届を受理された日を起算日として、残りの授業時数が当該日本語教育課程又はコースの授業時数全体に占める割合

3 その他納付金

施設費、設備費、保険料、その他費用については返金しない。

教材費、健康管理費については、退学時点で未使用分があれば、その金額を返金する。

- 4 返金は、原則として出国確認後の翌月末までに、届けに学生より指定された返金口座に返金する。ただし、返金に係る送金手数料は受取人負担とする。

- 4) 法令・校則に違反して除籍処分となった場合は、一切返金しない。

- 5) 学習を中断している期間については、返金しない。

第 8 章 賞罰

(賞罰)

第 31 条 成績優秀にて他の模範となる者については、学院長はこれを表彰することができる。

(除籍)

第 32 条 学則に定められた納入金の納入を怠り、督促を受けてなお納入しない者については、学院長は在籍の許可を取り消し、または除籍することができる。

2 5 日間以上連絡が取れない者については、学院長は除籍することができる。

第 33 条 次の各号のいずれかに該当する学生に対して、学院長の判断により除籍処分とする場合がある。

- 1) 不法行為など日本の条例・法令に違反した者
- 2) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 3) 学力劣等で成業の見込みがなく、勉学の意志がまったくないと認められる者
- 4) 正当な理由がなく出席が常でない者
- 5) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

(懲戒処分)

第 34 条 学生が、この学則その他校則等の本学が定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があったときは、学院長は、当該学生に対して懲戒処分を行うことができる。

在学中の懲戒処分に該当する事由

- 1) 出席不良
- 2) 許可証なくアルバイトをした場合
- 3) 校内の施設・備品・設置物を故意に破損させた場合
- 4) 授業が妨害される等、他の学生が不利益を被る場合や、他の学生に対し迷惑行為をした場合
- 5) 喫煙指定場所以外、及び学校周辺での喫煙または迷惑行為をした場合
- 6) その他校則を繰り返し違反する者には相当の処分を課すこととする。

2 出席不良者に対する警告・除籍処分

- 1) 毎月末の出席率集計時に出席率が 85%未満になった場合は、担任が出席に関する警告をする。
- 2) 出席不良による警告を 1 回でも受けた学生に対しては学校から保証人に対し連絡をする場合がある。
- 3) 警告を受けた翌月から出席状況が改善されなければ除籍処分にする場合がある。

第 9 章 寮

(寮)

第 35 条 本学に寮を設ける。

2 寮に関する事項は、別に定める寮規則による。

第 10 章 健康診断

(健康診断)

第 36 条 学生は、毎年 1 回実施される所定の健康診断を受けなければならない。

2 健康診断の項目は学校保健安全法施行規則第六条に準じて以下の通りとする。

- 1) 身長及び体重
- 2) 栄養状態
- 3) 視力及び聴力
- 4) 結核の有無
- 5) 心臓の疾病及び異常の有無
- 6) 尿
- 7) その他の疾病及び異常の有無

3 学院長は、学生の保健を適切に管理し、必要に応じて治療を命じ又は登校を停止することがある。

第 11 章 雑則

(学生生活)

第 37 条

- 1) 本学は自動車・バイクでの通学は禁止とする。
- 2) 気象警報について 午前 7 時の時点または午前 11 時の時点にて、名古屋市内に暴風警報が発令されている場合は、それぞれ午前休校、午後休校とする。休校になった場合は後日補講を行う。
- 3) 緊急時の避難について

地震・火災などの緊急事態が発生した場合は、教職員の指示に従って避難すること。

4) 所持品については各自が責任を持って管理し、盗難防止に努めること。盗難の被害にあっても本学はその責任を負わない。但し、やむを得ない場合は生活指導担当者に相談すること。

- 5) 校内施設・器具

校内施設、設置器具を破損させた場合はその責を負い、全額賠償するものとする。

- 6) 交通機関のストライキ

J R・市営地下鉄・私鉄各社など公共交通機関でストライキが行われた場合で、午前 8 時を過ぎてもストライキが回避されていない場合は休校とする。情報は各自で確認すること。

- 7) 法定伝染病

インフルエンザ、新型コロナウイルス、水痘、風疹など、他の学生への感染が危惧される病気の診断があった場合、医師から登校が認められるまで出席を停止する。

2 出席停止指示期間については、出席対象の授業時間数から除して出席率を計算する。

(細則)

第 38 条 この学則の施行についての細則は、学院長が別に定める。

(改正)

第 39 条 この学則の改正は、校内の協議を経て、学院長が行う。

2 改正後は、速やかに文部科学大臣へ報告しなければならない。

附 則

この学則は、令和7年10月1日から施行する。